

平成30年12月定例農業委員会議事録

1. 日 時	平成30年12月25日 午後3時30分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	㊟ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	○ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているので、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 岩木 保徳
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 立山 義典	○ 早坂 勇	○ 紙本 政信
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 松永 勝也	○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 眞弓 朋治	次 長 森田 俊行	係 長 辻田 三代子
主 任 瀬尾 幸久	主 査 横山 雄治	副主任 前川 祐樹
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
1 番 伊 藤 薫	2 番 吉 永 守	

事務局長

皆様、こんにちは。

早いもので今年も今日を入れて残り7日となりましたが、年末のお忙しい中にご出席いただきまして、ありがとうございます。今年1年間、委員の皆様には農家の利益代表者として、農地の利用集積や担い手の育成など地域の農業のために、努めていただきまして厚くお礼を申し上げます。来年も引き続き、ご尽力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、編集委員の皆様のご努力により、「まつうら農業委員会だより」の印刷が完了しましたので、お手元に配布しております。1ページの写真の関連記事は、3ページです。また、4ページの「地域を盛り上げる女性たち」そして、5ページの「わが町の「頑張る農業業者」を紹介します!」には、今福、鷹島、上志佐、福島の記事が掲載されていますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。そして、6ページには農林水産大臣賞受賞の記事を掲載させていただいております。編集委員の皆様ありがとうございました。

28日には、農業嘱託員の皆様に配布いたしますが、農家の皆様への配布は、年末から年始にかけてとなると思われま。

さて、いよいよ年の瀬も押し迫ってまいりましたが、来年も引き続き優良農地の確保、耕作放棄地の発生防止と有効活用を皆様と一緒に推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。来年も皆様にとりまして、実り多い年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

それでは、山川会長のご挨拶を受けまして、12月の総会に入りたいと思います。

会長

皆様、こんにちは。年末ご多忙のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

31年度の国の農業関係予算、これは概算です、ほぼ要求通りだったようであります。特に農業委員会の関連の予算関係の突出した予算が今年出ております。それは、基盤整備事業関係、それからそれに関連します機構関係の予算が付いているようであります。特に機構関連事業にしましては色々制約はありますが農業者の費用負担なしで実施できる事業というのが、魅力でございます。これだけ予算が付きますと、県も相当推進をかけてくると思います。ですから、松浦の中でも、こういうものに該当するところがあれば、私は早めに手を上げて取り組んではどうかと思っておりますので、皆様方も、こういう事業があるということをご認識いただいて、色々な機会に話をさせていただければありがたいなと思います。

それでは、議事に入っていきたいと思っております。本日欠席届が出ている委員は、6番 大川内満舎信委員でございます。

次に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。14番の山本鉄美委員、17番の崎村委員、よろしくお願いいたします。それでは、各種報告から入らせていただきます。

事務局

各種報告に入ります。

総会資料 1 ページをご覧ください。

農地移動適正化あっせん事業報告でございます。1 件目は、平成 30 年 11 月 2 日にあっせんの申出があっていた分ですが、相手方はまだ決まっておられません。種類は売買、対象地が御厨町前田免は田、面積が 2, 250 m²です。あっせん委員は、松田実男委員と大久保耕次委員です。

2 件目は、平成 30 年 12 月 13 日にあらたにあっせんの申出があった分です。相手方は決まっておられません。種類は売買、対象地が星鹿町岳崎免で地目は畑、面積が 2, 436 m²です。あっせん委員が決まっておられませんので、今回、あっせん委員の決定をお願いいたします。

議長

それでは、あっせんの申出があっております件でございますけれども、関係するところの委員にお願いしたいと思っております。星鹿地区でございますので松瀬委員、ようございますか。それと、施行規則の改正で、農業委員ができなくなりました。近くの推進委員となりますと、松田委員よろしいですかね。よろしく申し上げます。

では、平成 30 年 11 月 2 日にあっせんの申出があっていた分について、あっせん委員さんから経過の説明をお願いいたします。

推進委員

推進委員の大久保です。現在作っておられる方のところに、今月初めに伺いました。その時は、まだ購入の予定はないとの返答でございました。「どなたか、欲しい方がおられれば進めてください」ということでしたので、地区の関係の方、意欲的に耕作されている方、認定農業者の方等々 4 人の方に話を持ちかけたわけですが、どなたも、「買ってまでは、農地を増やす気持ちは無い」ということでした。先日、現在作っておられる方にお会いしましたところ、「買い手がいなければ、現在の 3 年の貸借終了後買わなければと思っている」ということでした。

議長

お世話様でした。大久保委員の方から経過についてご説明いただいたところですが、契約をされたばかりということで、契約が切れた後であれば考えてもいいというお話でございますので、あとは申出人の意向を聞いてから、取り扱いを検討してはと思っております。

事務局

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について、ご説明いたします。

1 件目は、貸人、借人が記載のとおりでございます。農地の所在が福島町浅谷免、地目は田、面積 2, 163 m²で、通知年月日が平成 30 年 11 月 20 日、同日受付です。賃貸借契約期間は平成 28 年 6 月 27 日から平成 34 年 12 月 19 日までの 6 年半となっておりますが、契約方法を農地中間管理事業に変更するための解約になります。

2 件目は、貸人が、借人が記載のとおりで、農地の所在が星鹿町岳崎免の 4 筆で、地目はいずれも田、合計面積 4, 190 m²となっております。通知年月日が平成 30 年 11 月 30 日、同日受付です。平成 29 年 10 月 27 日から平成 34 年 3 月 9 日までの 4 年 4 月となっておりますが、馬鈴薯の作付

に適していないということで、借人の都合による解約になります。この4筆につきましては、同じ地区の方が借りられるようになっておりますので、後ほどご審議いただきたいと思います。

続きまして、農地転用許可不要案件届出書の受理報告について、ご説明いたします。届出人、農地の所有者は記載のとおりでございます。農地の表示が志佐町白浜免の一部、地目は畑、面積は1,625㎡のうち26.4㎡で、事業の目的は携帯無線基地局の設置で、転用期間は受理日から20年間の賃貸借契約となり、満了後は申出がなければ、5年ごとの自動更新となっております。平成30年11月28日に届出がありまして、平成30年12月13日に受理しております。平成30年12月18日に、柿山委員と現地の確認に行っております。

(申請事件の処理状況以下、表の読み上げ)

<申請事件の処理状況>

農地法関係

平成30年11月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	譲渡人氏名	譲受人氏名	発電用施設用地	1,994㎡	H30.12.14 許可
	譲渡人氏名	譲受人氏名	発電用施設用地	1,699㎡	H30.12.14 許可

<提案事件の集計表>

農地法関係

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第4条	資材置場及び駐車場	1		267㎡	267㎡

申請事由		件数	面		積計
			田	畑	
第5条	資材置場及び駐車場	1		264㎡	264㎡
	作業所及び倉庫	1		482㎡	482㎡
	宅地分譲	1		697㎡	697㎡
	一般個人住宅	1		440㎡	440㎡
	駐車場及び個人住宅増築(計画変更)	1	559㎡		559㎡
計		5	559㎡	1,883㎡	2,442㎡

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面		積
		田	畑	計
所有権移転				
利用権設定	24	34,961 m ²	16,995 m ²	51,956 m ²
賃借権	15	23,104 m ²	7,818 m ²	30,922 m ²
使用貸借	9	11,857 m ²	9,177 m ²	21,034 m ²
計	24	34,961 m ²	16,995 m ²	51,956 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面		積
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	5	10,362 m ²	2,762 m ²	13,124 m ²

議 長 各種報告が終わりました。今報告した中で、皆様方からお尋ねになりたいことはございませんか。

(質疑・意見等なし)

よろしいですね。

それでは、付議事項に入らせていただきます。

議案第 94 号、95 号は関連がありますので一括して上程をさせていただきます。議案第 94 号 農地法第 4 条による許可申請について、議案第 95 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを一括して議案といたします。

事務局 議案第 94 号農地法第 4 条の規定による許可申請事件番号 1 番と議案第 95 号農地法第 5 条の規定による許可申請事件番号 1 番 2 番関連性がありますのでまとめてご説明いたします。

申請人、譲受人は記載のとおりであります。議案第 94 号事件番号 1 番については、申請人がご自分の農地を転用し、議案第 95 号事件番号 1 番については、譲受人の兄名義の土地でありまして、兄弟間の売買によって転用するものであります。現地の位置図を 30 ページ及び 31 ページに、字図は 32 ページに添付しております。土地利用計画図(配置図)を 33 ページに添付しております。申請地は、4 条申請の方が御厨町池田免、地目：畑、267 m²です。5 条申請の方が御厨町池田免、地目：畑、264 m²であります。議案の申請地面積に上段下段 2 段書き表記しているのは、下段が台帳面積で上段のカッコ書きが概略実測面積であります。転用目的は 2 筆併せた状態で資材置場及び駐車場用地の計画で併用地(同時使用地)扱いの申

請であります。用途別では、資材置場が 244 m²、駐車場が 393 m² 11 台の計画であり、それぞれの事業計画書が添付されております。農地の区分は、申請地が 10ha 未満の小規模団地内にある農地であり、第 2 種農地地区となります。第 2 種農地のため、代替地検討理由書が添付されております。当該地は、平成 30 年 4 月 27 日の定例会総会の折、議案第 33 号事件番号 9 番において、当市農林課から農業振興地域整備計画の変更について付託を受けてご審議頂き、異議ない旨回答をし、平成 30 年 7 月 26 日付で正式に農用地から除外になっていたところであります。申請地は、盛土を 8 番 2 の方は、最高で 0.9m、8 番 1 の方は最高で 1.2m、最低で 0.2m 施し、法面保護が行われます。また、砂利舗装仕上げを行い、砂利が飛散しないよう施工する計画であります。雨水排水は、自然流下です。300 m²を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知書も添付されております。資金計画は全額自己資金で残高証明書が添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして、議案第 95 号農地法第 5 条の規定による許可申請にご説明いたします。事件番号 2 番については場所的には、今、ご説明致しました案件の隣接地になります。貸人の土地をご自身が営む会社に転用する計画であります。賃貸借につきましては、土地賃借料が年額 110,000 円で、賃貸借期間は 20 年間であります。(以後更新) 転用目的は、作業所及び倉庫であります。申請地は、平成 2 年当時に台帳上農地であることを知らずに作業所兼倉庫が建築されておりました、この度、県より違反転用に係る追認許可相当の回答がきておりました、それを受けての転用申請であります。現地の位置図を 30 ページ及び 31 ページに、字図は 34 ページに添付しております。土地利用計画図(配置図)を 35 ページに平面図を 36 ページに添付しております。申請地は、御厨町池田免、地目：畑、482 m²です。隣地の地目：宅地、661.15 m²と併せて宅地化されているところあります。合計面積 1143.15 m²の一部と記載しておりますが、約 31 m²が申請地と重なっていることもあり、併用地(同時使用地)扱いの申請となっております。位置的には黄色で塗っている、19 番内の会社作業所と記載されております東側(右側)(変形四角形)のところになります。雨水排水は、自然流下となっております。作業所及び倉庫は、木造セメント瓦葺平屋建 1 棟の 90 m²です。資金計画は全額自己資金で残高証明書が添付されております。

以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして事件番号 3 番について、ご説明いたします。現地の位置図を 30 ページ及び 37 ページに、字図は 38 ページに添付しております。申請地は、御厨町里免、地目：畑、697 m²です。農地の区分は、申請地が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域であることから第 3 種農地地区となります。転用の目的は、宅地分譲地として土地の造成をするものであります。土地利用計画図(配置図)を 39 ページに添付しております。計画としまして、完成後は 2 区画の分譲地となります。造成計画は、切土で最高で 1.5m 程です。土留め工事し擁壁や法面保護を行う計画でありま

す。排水計画は、雨水排水は溜桝を設け道路側溝へ行く計画であります。分譲後の汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を設け道路側溝へ接続予定となっております。300 m²を超える土地の場合の開発協議について、松浦市環境保全条例における土地開発協議、市民生活課生活環境係からの決定通知も添付されております。資金計画は全額自己資金で残高証明書が添付されております。譲受人は宅地建物取引業者免許保持者であり、その旨を証する書面も添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして事件番号4番について、ご説明いたします。現地の位置図を議案の30ページ及び40ページに添付しております。字図は41ページに、配置図は議案の42ページに添付しております。申請地は、志佐町里免の4筆で合計面積が440 m²です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。農地の区分は、申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であることから第3種農地地区となります。転用の目的は、一般個人住宅1棟とガレージ1棟を建築するものであります。配置図は、議案の42ページに平面図は、議案の43ページ及び44ページに添付しております。造成計画は、盛土を最高で1.8m程施す計画であります。申請地の周囲は宅地と道路であり、北側に農地がありますが了解を得られておられます。排水計画は、雨水排水は、既存の排水管を通じて市道側溝へ放流。汚水及び生活雑排水は公共下水道に接続することとなっております。資金計画は全額自己資金で残高証明書が添付されております。以上の状況により、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして事件番号5番について、ご説明いたします。現地の位置図を議案の30ページ及び45ページに添付しております。字図は46ページに、平面図は当初の平面図が議案の47ページに今回計画変更後が議案の48ページに添付しております。また、追加資料として、本日、住宅部分の平面図と立面図を配布しております。申請地は、志佐町里免、地目：田、559 m²です。農地の区分は、申請地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域であることから第3種農地地区となります。この土地につきましては、平成29年8月14日付、長崎県指令29農地活第1382号で転用の許可を受けております。当初計画では、お客様用駐車場計画で許可を得られておりましたが、今回変更となる申請の目的は、譲受人のご家族が帰ってこられ既存住宅では手狭になったことで増築が必要になったこと、また、駐車場についても、当初は8台の計画でしたが6台に変更になることとあります。議案にお示ししております増築部分については、土地的には90 m²で、建物は25.52 m²です。修正と補足を致します。増築に伴う排水計画は、水回りがないたため、汚水生活雑排水は発生致しません。雨水排水は、自然流下であります。資金計画につきましては、全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されております。以上の状況により、問題ないものと判断いたしました。

4条1件、5条5件のご審議方よろしく願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりましたので、地元委員並びに現地立ち合いに行かれ

た委員さんからの意見をお聞きしたいと思います。

まず、議案第 94 号と議案第 95 号の事件番号 1 番、2 番は関連がありますので、こちらについて地元委員さんからご意見をお願いいたします。

推進委員

推進委員の松田です。12 月 20 日に事務局と農業委員さんと確認してきました。私たちが一番気になるところは、排水や日照等ですが、それらは問題ないということを見てきましたので、報告いたします。

事件番号 3 についても、一緒に見てきました。こちらについても全て宅地化されており、排水側溝等もきれいに整備されており、特に問題ないというふうに見てきましたので、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは 4 番の地元委員さんお願いします。

推進委員

推進委員の大石です。20 日に、委員さんと事務局と一緒に確認にしました。4 番の方は辻の尾区画で、地目は畑になっておりますが、ほとんどが宅地造成されておまして、特に問題はないと思います。

5 番は、駐車場からの変更というような内容になっていると思いますが、駐車場の範囲内で増築するということですので、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。それでは、現地確認に行かれた委員さんからもご意見をお願いいたします。

18 番

18 番 農業委員の瀬川です。20 日に現地確認に同行しました。議案第 94 号、95 号の事件番号 1、2 の同時申請がなされているわけですが、議案の 32 ページ見ていただきたいと思います。私は、現地の形状というものを主に見てまいりました。4 条申請で自分の農地を別の地目に用途変更するというものと、他人の名義のものを購入して、地目変更したいという申請です。この 2 筆を同時に見てきましたが、2 筆とも赤道に囲まれていて、また、側には宅地化された土地がありまして、農地は無く、申請地の土地そのものについて、他の地目に変更されても収益性の変化は見られない。また、水利についても大変不便な土地であるだろうというふうに感じてまいりました。従いまして、生産力の低い第 2 種農地であって、転用されても問題ないというふうに感じております。そのようなことで、よろしくをお願いいたします。

あと、既に宅地化されているのは、追認ということでしょうけれども、そこらへんの手続きについての説明を事務局の方からしていただくようお願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。追認の説明をお願いします。

事務局

追認の話はここ 2 年ぐらい可能になっているわけなんですけど、違反転用であっても 20 年以上経過しているような土地で、周辺の農地に影響が無いようなつくりで、違反転用したものを県の方に上げます。全ての違反転

用を県の方に上げるわけなんですけど、違反転用案件のうち、農地に戻さなくても、追認許可だけでこの転用を認めましょうという範囲の回答が県から来ることがあります。場合によっては、更地に戻すようにとか県が立ち会いをして現地を確認した上でしか判断できないという場合もございますけれども、この議案第95号事件番号2につきましては、違反転用を上げていましたところ、追認許可相当ということで意見がきましたので、当事者にそれをお話ししまして、追認許可の申請をしていただいたという経過になります。

18番 瀬川です。ありがとうございます。事件番号3番については、議案の38ページの平面図、字図を開いていただきたいと思います。中ほどに色を塗ってあるのが市道でありまして、市道の上に黄色く着色をされているのが、申請地になっております。この市道と申請地の高低差が約1m前後ありまして、既に道路の側溝は三面張りでコンクリート化されております。農地としては、あまりよくない土地に見受けられました。左右に取り付け道路がありまして、この申請地である畑だけがぼつんと残っている状況で農業生産性の面を考えた時に、既に状況は宅地のようになっております。農地として活かす方法は無いだろうというふうに感じてまいりました。以上です。

17番 崎村です。事件番号4番についてですが、宅地造成されており、生活排水も問題ないと思います。周りにエンドウ豆を栽培されている農地がありましたが、貸人との間で承諾もされているということで、問題ないと思います。

5番については、事務局、地元委員さんの報告のとおりで、変更には問題はないと思われまして。

ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんからも、転用については問題ないだろうというお話でございます。

ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。皆様方の方でご意見等ございませんでしょうか。

5番 武部です。事件番号1番の件ですが、これは、4条が済んでから5条の方に移るということですかね。

事務局 それぞれ一遍に進みます。4条は、ご本人の土地なので4条というだけで、5条はお兄さんの名義の土地なので、名義変更をして所有権移転ということになります。

5番 武部です。4条申請した場合に、工事が終わらないと変えられないんですよ。

- 事務局 名義の変更は、5条でできますが、工事完了後、雑種地化した時点で地目の変更が可能になります。
- 5番 5番 武部です。分かりました。それと、図面の方向が字図や平面図が反対向きになっているので、方向を合わせていただけないかなと思います。
- 議長 見やすいような図面にしていかなければと思います。
ほかにありませんか。
(質疑・意見等なし)
- ご意見もないようでございますので、94号、95号については許可相当と意見を付して進達することに異議はございませんか。
- 委員 異議なし。
- 議長 異議なしと認めます。よって、議案第94号、95号は許可相当と意見を付して進達することといたします。
次に、議案第96号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
- 事務局 6ページをご覧ください。議案第96号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定する、というものでございます。公告予定日を平成30年12月26日としております。7ページに農用地利用集積総括表を添付しております。8ページに賃貸借権再設定分、9ページに賃貸借権新規設定分、10ページに使用貸借新規設定分と再設定分の各筆明細を添付しておりますので、担当地区の委員さんのご確認をお願いします。よろしくをお願いします。
- 議長 これは、皆様方の方から掘り起こしとして出していただいたものでございます。担当地区の所をお目通しいただきまして、問題が無ければ決定したいと思います。どんなでしょうか。
(質疑・意見等なし)
- よろしいでしょうか。
- 委員 はい。
- 議長 それでは、議案第96号は、計画どおり決定することといたします。公告予定を、30年12月26日とさせていただきます。
次に、議案第97号 農用地利用配分計画(案)についてを議題とします。

事務局

総会資料 15 ページをご覧ください。議案第 97 号 農用地利用配分計画(案)についてでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、意見を求められましたので、意見書を提出するものでございます。

16 ページをご覧ください。こちらの農地につきましては、公社から A 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。17 ページに A 氏の経営状況を記載しております。

18 ページをご覧ください。これは、公社から B 氏に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。19 ページに B 氏の経営状況を記載しております。

20 ページをご覧ください。こちらは、公社か法人 C に貸付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。21 から 23 ページに法人 C の経営状況を記載しております。

続きまして 24 ページをご覧ください。こちらのほうは、公社から D 氏に貸付ける分で、6 年間の使用貸借契約になります。25 ページに D 氏の経営状況を記載しております。

続きまして 26 ページをご覧ください。公社から E 氏に貸付ける分で、6 年間の使用貸借契約になります。27 ページに E 氏の経営状況を記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

議長

議案の説明が終わりました。ここで、皆様方からの質疑を受けたいと思います。この件につきまして、何か皆様方の方からご意見等はございませんでしょうか。

(質疑・意見等なし)

ご意見もないようでございますので、原案どおり決定することといたします。

以上で付議事項は終了いたしました。

次回開催予定を 1 月 28 日 月曜日 13 時 30 分 市民ホールを予定しております。今年を振り返ってみますと 4 月に新体制になりましてから、農地利用の最適化という課題に向けて取り組んできたわけでございます。5 月の総会の折に農林水産大臣賞、そしてまた、農業委員会に関する法律に基づく農林水産大臣賞を連続して表彰を受けまして、8 月 3 日には関係者によって報告会を行ったわけでございます。耕作放棄地解消事業においても 10 回全国で開催されたわけですが、そのうち 5 回は農業法人等を行っている会社が受賞しております。そのほかの 5 回が農業委員会の取り組みということでございました。この、耕作放棄地解消事業の農林水産大臣表彰は、実は 10 回で終わりでございます。最終年度に松浦が受賞したということになります。振り返ってみますと、連続して大臣表彰を受けるという、非常に名誉なことであったんじゃないかなと思っております。そこに携わった皆様の努力の結果だと思っております。来年度あるいは再来年度に向けては、この意向調査の実施、そしてその分析、そしてその結

果に基づいて、農地の集積あるいは認定農業者に対する農地の集約化というものを進めていかななくてはならないと思っております。来年も、皆様方と一体となって、農業委員会に課せられた課題に取り組んでいきたいと考えております。

それでは、以上を持ちまして12月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

<閉会の時刻>

16 時 43 分